

光市防災指令拠点整備基本計画

1 光市防災指令拠点施設の整備方針

光市防災指令拠点施設の整備方針は、次のとおりとする。

- (1) 高い耐震性を有し、あらゆる災害に対して、防災指令拠点としての機能を発揮できる施設を整備する。
- (2) 初動確保につながる機能や、最新の情報収集・分析・発信機能等を有し、迅速かつ効果的な災害対応活動を展開することが可能な施設を整備する。
- (3) ライフラインが遮断されても一定期間独立して災害対応を継続可能な施設を整備する。

2 光市防災指令拠点施設の整備概要

(1) 整備位置

整備位置は、光市役所本庁舎敷地（北側）若しくはその周辺とする。

(2) 必要な諸室

次の諸室を整備する。

- ア 災害対策本部会議室
- イ 災害活動センター
- ウ 災害対策指令室
- エ 防災危機管理課執務室
- オ 防災行政無線放送室
- カ システムサーバー室
- キ 基幹型防災倉庫
- ク その他諸室

(3) 延床面積

延床面積は、1,000～1,200㎡程度とする。

(4) 階数

階数は、地上2階又は3階建てとする。

(5) 諸室の配置要件

ア 災害対応に係る諸室

災害対策本部会議室、災害活動センター、災害対策指令室、防災危機管理課執務室及び防災行政無線放送室は、綿密な連携が不可欠であることから、1つのフロアにまとめて配置することを基本とする。

イ 基幹型防災倉庫

基幹型防災倉庫は、建物外部から直接物資の搬入出を行うための動線及び屋外作業スペースを確保できる位置に配置する。

ウ 非常用発電設備・受変電設備・衛星アンテナ等

電源関係の設備機器類は、浸水等の影響を受けることのない位置に配置する。

衛星アンテナやテレビ受信用アンテナは屋上階に設置し、防災行政無線用アンテナは、電波調査を実施の上、基本設計において高さや方策を確定する。

(6) 構造

ア 耐震安全性

耐震安全性については、国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における耐震安全性の目標」における最も安全性の高い性能（構造体：I類、非構造部材：A類、建築設備：甲類）の確保を目標とする。

イ 構造形式

構造形式については、耐震構造の採用を想定する。

なお、システムサーバー等の機器は、免震ラック又は制震ラックを採用し、地震動による機器の損傷を防ぐ。

ウ 構造種別

構造種別については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造を基本とし、耐災性及びコストや使いやすさ等を考慮して基本設計時に合理的な選択をする。

(7) 設備

非常用発電設備等の非常時を想定した設備を導入する。

(8) 総合防災情報システム

災害関連情報の一元的な集約、庁内における情報共有及びワンオペレーションで伝達する仕組みなどを有する総合防災情報システムを構築する。

3 施設整備費用

施設整備費用の具体的金額については、基本設計、実施設計において提示する。

また、施設整備費用の主な財源は、合併特例債の活用を基本に、国庫補助事業等についても活用を検討する。

4 供用開始予定日

最短で令和5年度中の供用開始を目途とする。